

平成 20 年 8 月 20 日

各 位

上田信用金庫

「盗難通帳・インターネットバンキング等の不正払戻被害への対応」と

「預金払戻し時の本人確認のお願い」について

上田信用金庫では、預金者保護法等の趣旨を踏まえ、偽造・盗難カード被害の補償に加えて、平成 20 年 8 月 20 日(水)より盗難通帳被害およびインターネットバンキングにおける被害についても当庫の自主ルールによる補償を行うこととし対応してまいりますのでお知らせします。

また、お客さまの大切な預金を不正払戻被害から防ぐために、窓口での預金払戻しの際に、本人確認(ご本人様を確認できる書類等の提示)をお願いする場合がございます。この場合、この確認ができるまでは、やむを得ずお支払いをお断りすることがありますので、何卒ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 預金等の不正な払戻しが発生した場合の補償について

別紙 ① へ

2. 盗難キャッシュカード・盗難通帳(証書)・インターネットバンキング被害が発生した場合の留意点

別紙 ② へ

3. キャッシュカード・通帳(証書)および暗証番号等の管理について

別紙 ② へ

以 上